

第 8 章 し尿の統計資料

(1) し尿収集体制

収集区域	業者名	車両		従事者数		
		積載量(kl)	台数(台)	収集(人)	事務(人)	計(人)
旧 熊 本 市 域 (小学校区毎)	(株)環境総合	3.0	3	4	4	8
		(3.0)	(1)			
	計	9.0	3	8	1	9
	(株)協働社	3.0	2			
		(3.0)	(2)			
	計	6.0	2			
	(株)健康舎	3.0	2	10	3	13
		(2.7)	(1)			
	計	6.0	2	8	2	10
	(有)旭清掃社	3.0	2			
		(3.0)	(1)			
		(1.8)	(1)			
	計	6.0	2	6	4	10
	協業組合 熊本清掃公社	3.0	3			
		(3.0)	(2)			
		(10.0)	(1)			
	計	9.0	3	6	2	8
	(有)熊本ニシカン	3.0	2			
		3.5	1			
		(1.8)	(1)			
		(3.7)	(1)			
	計	9.5	3	2	1	3
富 合 A 地 区	(有)宮崎清掃社	3.0	2			
	計	6.0	2	7	2	9
富 合 B 地 区 城 南 地 区	(有)安達商会	3.0	5			
		3.7	1			
	計	18.7	6	24	3	27
植 木 地 区	(株)松岡清掃公社	1.8	1			
		3.0	3			
		3.6	1			
		3.7	4			
		9.9	1			
		10.0	1			
	計	49.1	11			
計	許可車	119.3	34			
	一時使用車	(38.0)	(11.0)			
	総合計	157.3	45	75	22	97

* 車両数は、R2年(2020年)4月1日現在

()内は一時使用車両

* 従事者数は、し尿収集の従事者数を掲載(役員数を除く)

(2) 処理別人口の推移(全市域)

年度末人口(3.31現在)										
年 度	H27	比率	H28	比率	H29	比率	H30	比率	R1	比率
下 水 道 水 洗 化 人 口	631,272	86.0%	633,235	86.5%	637,190	87.0%	638,902	87.3%	640,319	87.5%
浄 化 槽 人 口	83,417	11.4%	80,606	11.0%	77,801	10.6%	76,189	10.4%	74,983	10.3%
く み 取 り 人 口	18,889	2.6%	17,853	2.5%	17,166	2.4%	16,782	2.3%	16,210	2.2%
自 家 処 理 人 口	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%
総 人 口	733,638	100%	731,754	100%	732,217	100%	731,933	100%	731,572	100%

(3) 収集・清掃件数の推移

清掃基数は年間										
年 度	H27	比率	H28	比率	H29	比率	H30	比率	R1	比率
く み 取 り 件 数 (月 平 均)	4,809	100%	4,561	100%	4,411	100%	4,122	100%	3,866	100%
人 頭 制 件 数	1,604	33%	1,334	29%	1,127	26%	974	24%	891	23%
従 量 制 件 数	3,205	67%	3,227	71%	3,284	74%	3,148	76%	2,975	77%
単 独 処 理 浄 化 槽 清 掃 基 数	10,368		9,954		9,458		7,670		8,249	
合 併 処 理 浄 化 槽 清 掃 基 数	10,292		10,420		10,587		10,774		11,184	

(4) 処理量の推移(全市域)

単位: KL										
年 度	H27	比率	H28	比率	H29	比率	H30	比率	R1	比率
く み 取 り し 尿	14,469.4	100%	13,872.9	100%	13,200.3	100%	12,687.0	100%	11,786.9	100%
秋 津 (東 部) 浄 化 セ ン タ ー	3,875.6	27%	3,938.3	28%	3,815.9	29%	3,397.1	27%	3,029.8	26%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	6,932.4	48%	6,403.5	46%	6,043.6	46%	6,062.6	48%	5,732.3	49%
宇 城 広 域 連 合 浄 化 セ ン タ ー	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	3,661.4	25%	3,531.1	26%	3,340.8	25%	3,227.3	25%	3,024.8	26%
浄 化 槽 汚 泥	56,693.1	100%	56,831.5	100%	54,175.2	100%	49,992.4	100%	48,708.7	100%
秋 津 (東 部) 浄 化 セ ン タ ー	14,426.3	25%	14,894.0	26%	14,924.2	28%	13,600.2	27%	12,677.2	26%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	27,019.3	48%	27,049.6	48%	24,396.5	45%	22,449.5	45%	22,413.0	46%
宇 城 広 域 連 合 浄 化 セ ン タ ー	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	15,247.5	27%	14,887.9	26%	14,854.5	27%	13,942.7	28%	13,618.5	28%
処 理 総 量	71,162.5	100%	70,704.4	100%	67,375.5	100%	62,679.4	100%	60,495.6	100%
秋 津 (東 部) 浄 化 セ ン タ ー	18,301.9	26%	18,832.3	27%	18,740.1	28%	16,997.3	28%	15,707.0	26%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	33,951.7	47%	33,453.1	47%	30,440.1	45%	28,512.1	45%	28,145.3	46%
宇 城 広 域 連 合 浄 化 セ ン タ ー	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%	/	0%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	18,908.9	27%	18,419.0	26%	18,195.3	27%	17,170.0	27%	16,643.3	28%

(5) 浄化槽の統計資料

設置基数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
設置基数	420	505	529	545	463
廃止基数	714	978	895	611	726
総数	24,643	24,170	23,804	23,738	23,475

下水道直結及び浄化槽の入替の総数

令和元年度（2019年度） 月別設置基数状況

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
設置届	建築基準法	27	37	31	35	33	19	37	33	20	25	39	42	378
	浄化槽法	16	13	15	7	9	3	6	7	3	3	2	1	85
	計	43	50	46	42	42	22	43	40	23	28	41	43	463
廃止基数	下水道直結	49	50	50	47	38	76	67	59	51	42	40	48	617
	入替等	20	6	10	10	7	7	9	11	6	8	11	4	109
	計	69	56	60	57	45	83	76	70	57	50	51	52	726

令和元年度（2019年度） 人槽・型式別の設置基数

人槽	5 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~ 1000	1001 ~ 2000	2001 ~	合計
小型合併処理浄化槽	448	2	10								460
大型合併処理浄化槽				2	0	1	0	0	0	0	3
計	448	2	10	2	0	1	0	0	0	0	463

令和元年度（2019年度） 人槽・型式別の総設置基数

種類	人槽	5 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~ 1000	1001 ~ 2000	2001 ~	合計
単独処理浄化槽	腐敗型	2,278	150	129	13	3	0	0	0	0	0	2,573
	全ばっ気型	909	58	95	33	3	0	0	0	0	0	1,098
	分離ばっ気型	1,583	35	155	12	0	2	1	0	0	0	1,788
	接触ばっ気型	3,953	384	426	20	6	2	0	0	0	0	4,791
	小計	8,723	627	805	78	12	4	1	0	0	0	10,250
	合併処理浄化槽	12,233	246	397	146	119	36	30	9	9	0	13,225
	合計	20,956	873	1,202	224	131	40	31	9	9	0	23,475

工事完了検査実施状況の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
設置届出件数	420	505	529	545	463
検査件数	295	240	332	333	319
合格件数	279	235	332	333	319
不合格件数	16	5	0	0	0
合格率	94.6%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%

令和元年度（2019年度） 月別の工事完了検査数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査件数	3	11	16	22	18	34	25	34	27	23	20	86	319
合格件数	3	11	16	22	18	34	25	34	27	23	20	86	319
不合格件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保守点検実施状況の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
設置基数	24,643	24,170	23,804	23,738	23,475
保守点検基数	19,234	18,751	18,479	18,358	17,961
保守点検率	78.1%	77.6%	77.6%	77.3%	76.5%

清掃実施状況の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
前年度末設置基数	24,937	24,643	24,170	23,804	23,738
清掃基数	20,600	20,374	20,045	19,603	19,433
清掃率	82.9%	82.7%	82.9%	82.4%	81.9%

(6) し尿処理事業年表

年	事 項
昭和26年	(12)農家の無料くみ取り拒否
27	広畑村で下肥くみ取り改善委員会を設立
29	(1)し尿運搬業者の誕生 (4)し尿処理手数料条例を制定(20円/桶)1桶は1斗5升
30	(8.1)し尿運搬業を許可制にするとともに、直営収集を開始(許可37業者50台、直営4台)
32	(11)メートル法実施により1桶を27ℓに改める。
33	(7)し尿運搬業者が任意組織として熊本清掃事業協同組合を設立
35	(8)チケット制によるくみ取り実施
37	(12)東部汚水処理場(現「秋津浄化センター」以下同じ。)の建設着手
39	(12)東部汚水処理場の建設工事完成(180m ³ /日) (2)し尿処理手数料に人頭制を新設 (1人1ヶ月50円 加算料 1月2回以上の場合その越える回数に50円を乗じた額を加算) 従量制 27ℓ当たり31円に改定(参考 1.14円/ℓ)
41	し尿運搬業者が協同組合熊本清掃公社を設立(組合員37人、許可車50台)
42	清掃管理第二課新設 全市対象のし尿処理実態調査(11万世帯)
43	し尿処理実態調査の補充調査 し尿浄化槽管理条例を制定し、浄化槽清掃業を許可制にする。 地区指定を変更し、便槽くみ取りは町単位、浄化槽清掃は市内を10ブロックに分割したブロック単位にする。
44	(4)し尿処理手数料改定(人頭制 1人1ヶ月60円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に30円を乗じた額を加算) 従量制 1ℓ 1.36円
45	(3.1)東部汚水処理場の増設工事が完成(140m ³ /日) 管理センター(棟)を新設 バナナ園を設置 許可車50台に脱臭器取付実施
46	くみ取り不能地区及び困難地区の対策を実施 実験用パイプラインの敷設 予備ホースの配布

年	事 項
47	(1)し尿処理手数料改定(人頭制 1人1ヶ月80円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に30円を乗じた額を加算) 従量制 1ℓ 1.80円 (3)浄化槽清掃業は法に基づく許可制、浄化槽保守点検業は条例に基づく届け出制に移行 (4)浄化槽清掃料金を設定(指導料金) し尿の直営収集を廃止 (12)浄化槽事務を開始 水害便槽の無料くみ取りを実施
48	(3)東部汚水処理場の前処理施設工事が完成 (4)浄化槽取扱実施要綱設定
49	(1.1)し尿処理手数料改定(人頭制 1人1ヶ月115円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に60円を乗じた額を加算) 従量制 1ℓ 2.58円 (3)許可車を5台減車(許可車45台へ減少) (10)(株)環境総合(8台)を設立(合併法人化)
50	(2)東部汚水処理場の秋津老人憩の家用地を福祉課へ移管 (7.1)浄化槽清掃料金改定 (8)(株)東和清掃(8台)、(株)協働社(6台)を設立(合併法人化) (10)東部汚水処理場の脱硫施設工事が完成
51	(1.1)し尿処理手数料改定(人頭制 1人1ヶ月140円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に70円を乗じた額を加算) 従量制 1ℓ 3.50円 (7.1)し尿処理区域割を小学校区単位に変更
52	(3)東部汚水処理場の下水道圧送管工事が完成(50m ³ /日) (4.1)し尿処理手数料改定(人頭制 1人1ヶ月200円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に100円を乗じた額を加算) 従量制 1ℓ 5.00円 浄化槽清掃料金改定
53	(7)大型合併処理浄化槽の実態調査実施 (10)浄化槽取扱実施要綱を改正
54	(3.31)東部汚水処理場の酸化処理施設工事が完成(50m ³ /日) (4)(有)旭清掃社を設立(合併法人化)

年	事 項
55	(4.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月250円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に125円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 6.50円 浄化槽清掃料金改定 (6)大型浄化槽実態調査実施 (8.)水害便槽の無料くみ取り
56	(3.9)県浄化槽協会が国指定検査機関となる。 (6.1)浄化槽構造基準の改正 (6)市全域の浄化槽設置確認調査 (7.31)101人槽以上の法定検査を実施 (9)新構造基準による浄化槽清掃料金を設定 (11.1)くみ取り便槽の異動届を市民課で受付開始
57	(4.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月310円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に155円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 7.50円 (6.8)保守点検業者の器材検査合併槽の実態調査
58	(4)浄化槽取扱要綱を改正
59	(4.1)浄化槽清掃料金改定
60	(4.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月350円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に175円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 8.00円 (7)水害便槽の無料くみ取り (10.1)浄化槽条例等を制定
61	(3)保守点検業者の1回目登録（24業者） (3.19)東部污水处理場の消化汚泥脱水設備アルカリ脱臭設備が完成 (3.31)県浄化槽協会が県指定検査機関となる。
63	(4.1)浄化槽の人員算定基準改正 (5)水害便槽の無料くみ取り (5.25)浄化槽指導要綱を改正 (10)小型合併槽補助制度を創設 (10)熊本清掃公社が協業組合になる（合併法人化）

年	事 項
平成元年	美粧化公衆トイレの竣工（6カ所） (3.31)保守点検業者の2回目登録 (5)美粧化公衆トイレの維持管理開始 (9.12)東部污水处理場の余剰汚泥脱水設備が完成 (11.9)第5回全国ふれあいトイレシンポジウムを開催
2	美粧化公衆トイレの竣工（2カ所） (4.1)浄化槽清掃料金の改定 (6.6)小型合併実態調査（12基） (7)水害便槽の無料くみ取り（592件） (10.1)小型合併実態調査（20基） (11.26)県合併処理浄化槽普及促進協議会を設立
3	(1.1)条例のくみ取り手数料を廃止し規則で市長承認料金制とする (2.1)旧飽託4町の合併 浄化槽保守点検条例の改正 (3)美粧化公衆トイレの竣工（3カ所） (4.1)浄化槽取扱指導要綱の改正 (6)水害便槽の無料くみ取り（693件） (7.20)し尿くみ取り動態調査解析 (9.27)バナナ園倒壊
4	(1)し尿処理業者と転廃業問題について検討を開始 (3.1)処理水を秋津下水処理場（現東部浄化センター）へ圧送開始 (3.3)旧4町4業者（14台）が（有）熊本ニシカン（6台）を設立（企業合併） (4.1)くみ取り料金に公費助成を導入（3千万円） 保守点検業者の3回目登録（33業者） (10)し尿収集システム転換計画検討会発足
5	(3.31)美粧化公衆トイレの竣工（学園通りトイレ） (4.1)清掃二課を浄化対策課に、東部污水处理場を秋津浄化センターに改称 (6～8)水害便槽の無料くみ取り（545件） (9)美粧化公衆トイレの竣工（2カ所）
6	(3.31)美粧化公衆トイレの竣工（金峰山さるすべりトイレ） (4.1)合併処理浄化槽補助金額の改定

年	事 項
7	(4.1)保健衛生局より、環境保全局へ組織替え 公費助成を増額（４千万円） 保守点検業者の４回目登録（３２業者） (6.16)金峰山駐車場トイレ解体 (7～9)水害便槽の無料くみ取り（１６２件）
8	(4.1)生活環境事業部より環境事業部へ名称変更 秋津浄化センターの消化系列（１６０㎡／日）を運転停止 (6～9)水害便槽の無料くみ取り（４２件） (9.30)美粧化公衆トイレの竣工（金峰山頂上トイレ） (10.1)週４０時間体制を実施（収集・処理部門とも土曜日・日曜日を休業）
9	(4.1)仮設トイレの基本料金を承認 合併処理浄化槽の清掃料金を承認 公費助成を増額（５千万円） (7)水害便槽の無料くみ取り（３７７件） (10.1)浄化槽届出に放流同意書添付義務付けを廃止
10	(3.26)し尿処理業者と第一次合理化協定書を締結（許可車１７台減車、４月１日付け） (4.1)秋津浄化センターを「かい」に縮小し浄化対策課に統合する 保守点検業者の５回目の登録（３２業者） 合併処理浄化槽維持管理等の四者一括契約システムを開始、 合併処理浄化槽の点検回数を２月に１回以上とする 合併処理浄化槽補助金額の改定 し尿処理業者代替業務提供要綱・し尿処理業者合理化援助金交付要綱の施行 し尿処理業者へ代替業務の提供及び合理化援助金の交付を開始 許可車を４台減車 (6～8)水害便槽の無料くみ取り（３件） (10.1)１０人槽以下の合併処理槽清掃料金を改定
11	(4.1)浄化槽取扱要綱の改正（単独処理槽製造中止に伴う合併処理槽義務付け等） 許可車を４台減車 (6)水害便槽の無料くみ取り（３０件） (9)水害便槽の無料くみ取り（５２件）

年	事 項
12	(4.1)許可車を５台減車 (4.3)(財)県建築住宅協会において戸建住宅の建築確認スタート
13	(4.1)許可車を３台減車 浄化槽取扱要綱の改正（浄化槽法改正に伴う変更） 保守点検業者の６回目の登録（３２業者） (6～7)水害便槽の無料くみ取り（７件）
14	(3)中部浄化センターし尿前処理施設の改修工事着手（２１０㎡／日） (4.1)許可車を１台減車 (11)秋津浄化センターし尿圧送設備の更新工事着手
15	(1.1)中部浄化センターのし尿の増量処理開始（２１０㎡／日） (4.1)第二次合理化事業スタート 許可車３台減車 秋津浄化センターの希釈し尿圧送開始、残液処理開始 (7)中部浄化センターし尿前処理脱臭設備工事着手 水害便槽の無料くみ取り（９件）
16	(4.1)許可車を１台減車 し尿・浄化槽管理システム稼働開始 保守点検業者の７回目の登録（３１業者） (5～)秋津浄化センターの宿日直体制見直し（２名から１名に）
17	(3.31)秋津浄化センター残液処理完了 (4.1)許可車を１台減車 (9～)秋津浄化センターの宿日直体制見直し（土日の宿日直を廃止）
18	(2.20)浄化槽タウンミーティング熊本が本市で開催される (4.1)許可車を２台減車 (6.26～8.26)水害便槽の無料くみ取り（６８件） (10.4)第２８回浄化槽行政担当者研究会が本市で開催される (10.5)第２０回全国浄化槽技術研究集会在本市で開催される

年	事 項
19	(4.1)許可車を2台減車 保守点検業者の8回目の登録(32業者) (10.1)高度処理型合併処理浄化槽への補助開始 (7.4～11)水害便槽の無料くみ取り(12件)
20	(4.1)第三次合理化事業スタート 許可車を1台減車 秋津浄化センター運転管理業務一部民間委託開始 (7.1)水害便槽の無料くみ取り(1件) (10.6)富合町との合併 富合町許可業者2社を本市許可業者として引き継ぐ 浄化槽保守点検条例の一部改正
21	(4.1)許可車を1台減車 (7.28)水害便槽の無料くみ取り(1件)
22	(3.23)城南町・植木町との合併 両町許可業者2社を本市許可業者として引き継ぐ 浄化槽保守点検条例の一部改正 (4.1)許可車を1台減車 保守点検業者の9回目の登録(38業者) (5.24～7.17)水害便槽の無料くみ取り(3件) (9.8)明八橋際公衆トイレ簡易水洗化
23	(4.1)許可車を1台減車 保守点検業者1社新規登録 (6.12～21)水害便槽の無料くみ取り(14件) 浄化槽保守点検条例の一部改正
24	(4.1)保守点検業者1社新規登録 許可車を3台減車 (6.16～24、7.12、9.17)水害便槽の無料くみ取り(28件) (7.12)被災浄化槽の土砂等抜き取り実施(62基) 九州北部豪雨災害に伴い避難所に仮設トイレを設置
25	(3.1)放流先がない場合の浄化槽排水の処理に係るガイドライン作成 (3.12)小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更(単独処理浄化槽撤去費補助の開始) (5.20)熊本市災害し尿等対策協議会と協定書を締結する。 (6.1～26.3.20)富合・城南地区のくみ取り世帯実態調査等委託を実施

年	事 項
26	(2.28)くみ取り便槽に関する処理規程について市長承認制から届出制に変更 (3.31)宇城広域連合脱退 (4.1)富合・城南地区のくみ取り制度を旧熊本市と統一 (5.1～12.26)植木地区のくみ取り世帯実態調査等委託を実施 (9.24)浄化槽清掃業の営業に関する規定について、市長承認制から届出制に変更 (10.28)旧熊本市許可業者7社による熊本市公共下水道維持管理協同組合設立 (12.24)(有)安達商会等4社による熊本市施設管理事業協同組合設立
27	(3.9)保守点検業者登録に関して審査会への付議を廃止 (4.1)植木地区のくみ取り制度を旧熊本市と統一 富合・城南・植木地区の合併処理浄化槽清掃区域自由化 小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更(新設・転換の区別を設ける)
28	(4.14)熊本地震により被災した秋津浄化センターでのし尿受入を中止 (4.18)東部浄化センターへの投入開始
29	(2.24)東部浄化センターにて簡易受入施設建設開始 (3.31)秋津浄化センター閉鎖 (4.1)小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更(災害の区分を設ける) (7.15)東部浄化センターにて簡易受入施設建設完成 (12.22)被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金の開始
30	(4.1)第四次合理化事業スタート(旧市域)
令和元年	(4.1)富合・城南・植木地区を対象とした合理化事業スタート 小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更(事業計画区域の一部地域への補助開始)